

○山口県警察犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会設置要綱

平成 23 年 3 月 30 日
山口刑組第 322 号ほか

(設置)

第 1 条 犯罪のグローバル化及び犯罪インフラに係る対策を総合的に推進するため、警察本部に、犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、犯罪のグローバル化及び犯罪インフラに関する情勢を集約し、山口県警察が対応すべき基本方針を定め、その達成を図ることを任務とする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、警察本部長をもって充てる。

3 副委員長は、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長及び警備部長をもって充てる。

4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第 4 条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長のうちからあらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(対策室)

第 6 条 委員会に対策室を置く。

2 対策室は、犯罪のグローバル化及び犯罪インフラに関する情報を収集してその情勢を分析するとともに、これに対処するための基本的な施策の企画、立案及び総合調整並びにその推進状況を把握することを任務とする。

3 対策室は、室長、副室長及び室員をもって組織する。

4 室長は、刑事部組織犯罪対策課長をもって充てる。

5 副室長は、刑事部組織犯罪対策課次長をもって充てる。

6 室員は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

7 第5条の規定は、対策室の会議について準用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、刑事部組織犯罪対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、対策室の運営に関し必要な事項は室長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

区 分	委 員
警 務 部	総務課広報官 会計課長 警務課長
生活安全部	生活安全企画課長 人身安全・少年課長 生活安全捜査課長 サイバー犯罪対策課長
地 域 部	地域企画課長
刑 事 部	刑事企画課長 捜査支援分析課長 捜査第一課長 捜査第二課 長 組織犯罪対策課長 機動捜査隊長
交 通 部	交通企画課長 交通指導課長
警 備 部	公安課長 外事課長

別表第2（第6条関係）

区 分	室 員
生活安全部	生活安全企画課安全・安心対策官 生活安全企画課安全・安心対策担当補佐 生活安全企画課許可等第一担当補佐 人身安全・少年課企画担当補佐 生活安全捜査課指導担当補佐 サイバー犯罪対策課捜査担当補佐
地 域 部	地域企画課企画担当補佐
刑 事 部	捜査支援分析課犯罪収益解明第一担当補佐 捜査第一課盗犯担当補佐 組織犯罪対策課組織犯罪捜査管理官 組織犯罪対策課国際犯罪捜査情報官 組織犯罪対策課企画担当補佐 組織犯罪対策課分析、情報収集指導第一担当補佐 組織犯罪対策課国際組織犯罪第一担当補佐 組織犯罪対策課暴力捜査担当補佐 組織犯罪対策課匿名・流動型犯罪対策第一担当補佐 組織犯罪対策課薬物、銃器捜査担当補佐 組織犯罪対策課特殊詐欺対策担当補佐
交 通 部	交通企画課安全教育担当補佐 交通指導課企画担当補佐
警 備 部	公安課事件担当補佐 外事課事件担当補佐